

官報

号外 昭和六十二年十二月十日

○国際会衆議院会議録 第五号

昭和六十二年十二月十日(木曜日)

議事日程 第五号
昭和六十二年十二月十日

正午開議

- 第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出) (參議院送付)
第八 公文書館法案(參議院提出)
第九 抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回国会、内閣提出)(參議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出) (參議院送付)

日程第八 公文書館法案(參議院提出)

日程第九 抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回国会、内閣提出)(參議院送付)

午後零時三分開議
○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出) (參議院送付)

日程第八 公文書館法案(參議院提出)

日程第九 抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回国会、内閣提出)(參議院送付)

第二に、報酬月額並びに俸給月額の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのばって行うこと等であります。

委員会においては、去る八日提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、昨日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○相沢英之君登壇
(相沢英之君登壇)
法律案(内閣提出)
案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

兩法律案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額について、他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給について、これに対応する一般職の職員の俸給の増額におおむね準じて、それこれを増額すること、

第二に、報酬月額並びに俸給月額の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのばって行うこと等であります。

び結果を御報告申し上げます。
この法律案は、最近における国民の金融資産の増大や金利の自由化の進展に伴う金利選好の高まり等を背景として、抵当証券取引が急速に発展しております一方で、一部の要質業者による抵当証券のカラ売り等によって購入者被害が生じている現状にかんがみ、抵当証券業者に対し登録制度を実施するとともに、その事業に対し必要な規制を行うことにより、抵当証券の購入者の保護を図らうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、抵当証券業を営もうとする者に対する登録を設けることとしております。

第二に、抵当証券業者は、販売を行った抵当証券を購入者に現実に引き渡す場合等を除き、これを大蔵大臣の指定する抵当証券保管機構に保管させなければならぬこととともに、不適切な広告の規制等抵当証券業者の行う業務について必要な規制を行うこととしております。

第三に、大蔵大臣は、抵当証券業者の販売に係る抵当証券を適正に保管する抵当証券保管機構を指定することができるところとしておりま

す。

第四に、抵当証券業協会についての規定を設けることとしております。

本案は、さきの第百九回国会に内閣から本院に提出され、本院において原案のとおり可決し、参議院において継続審査となつてゐたもので、十二月九日参議院において可決され、本院に送付されたものであります。

当委員会におきましては、十二月九日採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。	一、去る八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に天野歓三君、木本元敬君、佐藤欣子君及び林卓男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。	一、去る八日、本院は、航空事故調査委員会委員に竹内和之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。	一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
(報告書受領)	一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。	一、昭和六十二年十一月六日から同年十一月二十日までの間ににおける行政組織の新設改廃状況報告書
午後零時十八分散会	一、昭和六十二年十一月二十一日までに竹内和之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

出席國務大臣	大蔵大臣 宮澤 喜一君 法務大臣 林田悠紀夫君 國務大臣 小渕 恵三君 國務大臣 瓦力君 國務大臣 高鳥 修君	(通知書受領)	大蔵委員会 告白 農林水産委員会 告白 農林水産委員会 告白
○朗読を省略した議長の報告	(議決通知)	一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	一、去る八日、議長において次とのとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
一、去る八日、本院は、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、寺島東洋三君、内藤爾君及び宮永一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	一、去る八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に天野歓三君、木本元敬君、佐藤欣子君及び林卓男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
一、去る八日、本院は、科学技術会議議員に武安義光君及び森井清二君を任命することに同意し、参議院において継続審査となつてゐたもので、十二月九日参議院において可決され、本院に送付されたものであります。	一、去る八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。	一、去る八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に天野歓三君、木本元敬君、佐藤欣子君及び林卓男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	一、去る八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。	一、去る八日、議院運営委員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

理事 東 欠	野呂田芳成君(理事中島衛君去る十一月二十五日委員辞任につきその補欠)	決算委員会 理事 杉山 壽夫君(理事古賀誠君去る十一月十日委員辞任につきその補欠)
地方行政委員会 詞任	村上誠一郎君	地方行政委員会 詞任
片岡 武司君 補欠	河本 敏夫君	片岡 武司君 補欠
理事 東 欠	三原 朝彦君	理事 東 欠
委員辞任につきその補欠	河本 敏夫君	委員辞任につきその補欠

昭和六十二年十二月十日 衆議院会議録第五号 朗読を省略した議長の報告

七〇

- 二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

四、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十二年十二月八日

衆議院議長 原 健三郎殿

法務委員長 相沢 英之

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的
農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十二年十二月八日

一、調査する事項

國政調査承認要求書

一、農林水産委員長 原 健三郎殿

二、通商産業の基本施策に関する事項

三、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項	昭和六十二年十二月八日
四、特許及び工業技術に関する事項	
五、經濟の計画及び総合調整に関する事項	
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項	
七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項	

二、調査の目的

一、日本經濟の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十二年十二月八日

商工委員長 渡辺 秀央

衆議院議長 原 健三郎殿

五、國政調査承認要求書	運輸委員長 関谷 勝嗣
一、大蔵委員長から提出した次の國政調査承認要	衆議院議長 原 健三郎殿
求に対し、議長は昨九日これを承認した。	右
二、國政調査承認要求書	内閣総理大臣 竹下 登
一、調査する事項	国会に提出する。
二、國の会計に関する事項	昭和六十二年十二月一日
三、関税に関する事項	
四、金融に関する事項	
五、証券取引に関する事項	
六、外國為替に関する事項	
七、国有財産に関する事項	
八、専売事業に関する事項	
九、印刷事業に関する事項	
十、造幣事業に関する事項	

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十二年十二月九日

大蔵委員長 越智 通雄

衆議院議長 原 健三郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	
右		裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。	
第十五条中「百三万九千円」を「百五万五千円」に、「八十五万円」を「八十六万四千円」に改める。		別表を次のように改める。	
判事	判事補	判事	判事
一 号	二 号	三 号	四 号
五 号	六 号	七 号	八 号
九 号	十 号	十一 号	十二 号
十一 号	十二 号	十三 号	十四 号
十三 号	十四 号	十五 号	十六 号
十五 号	十六 号	十七 号	十八 号
十七 号	十八 号	十九 号	二十 号
十九 号	二十 号	二十一 号	二十二 号
二十一 号	二十二 号	二十三 号	二十四 号
二十四 号	二十五 号	二十六 号	二十七 号
二十五 号	二十六 号	二十八 号	二十九 号
二十八 号	二十九 号	三十 号	三十一 号
三十 号	三十一 号	三十二 号	三十三 号
三十二 号	三十三 号	三十四 号	三十五 号
三十四 号	三十五 号	三十六 号	三十七 号
三十六 号	三十七 号	三十八 号	三十九 号
三十八 号	三十九 号	四十 号	四十一 号
四十 号	四十一 号	四十二 号	四十三 号
四十二 号	四十三 号	四十四 号	四十五 号
四十四 号	四十五 号	四十六 号	四十七 号
四十六 号	四十七 号	四十八 号	四十九 号
四十八 号	四十九 号	五十 号	五十一 号
五十 号	五十一 号	五十二 号	五十三 号
五十二 号	五十三 号	五十四 号	五十五 号
五十四 号	五十五 号	五十六 号	五十七 号
五十六 号	五十七 号	五十八 号	五十九 号
五十八 号	五十九 号	六十 号	六十一 号
六十 号	六十一 号	六十二 号	六十三 号
六十二 号	六十三 号	六十四 号	六十五 号
六十四 号	六十五 号	六十六 号	六十七 号
六十六 号	六十七 号	六十八 号	六十九 号
六十八 号	六十九 号	七十 号	七十一 号
七十 号	七十一 号	七十二 号	七十三 号
七十二 号	七十三 号	七十四 号	七十五 号
七十四 号	七十五 号	七十六 号	七十七 号
七十六 号	七十七 号	七十八 号	七十九 号
七十八 号	七十九 号	八十 号	八十一 号
八十 号	八十一 号	八十二 号	八十三 号
八十二 号	八十三 号	八十四 号	八十五 号
八十四 号	八十五 号	八十六 号	八十七 号
八十六 号	八十七 号	八十八 号	八十九 号
八十八 号	八十九 号	九十 号	九十一 号
九十 号	九十一 号	九十二 号	九十三 号
九十二 号	九十三 号	九十四 号	九十五 号
九十四 号	九十五 号	九十六 号	九十七 号
九十六 号	九十七 号	九十八 号	九十九 号
九十八 号	九十九 号	一百 号	一百零一 号
一百 号	一百零一 号	一百零二 号	一百零三 号
一百零二 号	一百零三 号	一百零四 号	一百零五 号
一百零四 号	一百零五 号	一百零六 号	一百零七 号
一百零六 号	一百零七 号	一百零八 号	一百零九 号
一百零八 号	一百零九 号	一百一十 号	一百一十一 号
一百一十 号	一百一十一 号	一百一十二 号	一百一十三 号
一百一十二 号	一百一十三 号	一百一十四 号	一百一十五 号
一百一十四 号	一百一十五 号	一百一十六 号	一百一十七 号
一百一十六 号	一百一十七 号	一百一十八 号	一百一十九 号
一百一十八 号	一百一十九 号	一百二十 号	一百二十一 号
一百二十 号	一百二十一 号	一百二十二 号	一百二十三 号
一百二十二 号	一百二十三 号	一百二十四 号	一百二十五 号
一百二十四 号	一百二十五 号	一百二十六 号	一百二十七 号
一百二十六 号	一百二十七 号	一百二十八 号	一百二十九 号
一百二十八 号	一百二十九 号	一百三十 号	一百三十一 号
一百三十 号	一百三十一 号	一百三十二 号	一百三十三 号
一百三十二 号	一百三十三 号	一百三十四 号	一百三十五 号
一百三十四 号	一百三十五 号	一百三十六 号	一百三十七 号
一百三十六 号	一百三十七 号	一百三十八 号	一百三十九 号
一百三十八 号	一百三十九 号	一百四十 号	一百四十一 号
一百四十 号	一百四十一 号	一百四十二 号	一百四十三 号
一百四十二 号	一百四十三 号	一百四十四 号	一百四十五 号
一百四十四 号	一百四十五 号	一百四十六 号	一百四十七 号
一百四十六 号	一百四十七 号	一百四十八 号	一百四十九 号
一百四十八 号	一百四十九 号	一百五十 号	一百五十一 号
一百五十 号	一百五十一 号	一百五十二 号	一百五十三 号
一百五十二 号	一百五十三 号	一百五十四 号	一百五十五 号
一百五十四 号	一百五十五 号	一百五十六 号	一百五十七 号
一百五十六 号	一百五十七 号	一百五十八 号	一百五十九 号
一百五十八 号	一百五十九 号	一百六十 号	一百六十一 号
一百六十 号	一百六十一 号	一百六十二 号	一百六十三 号
一百六十二 号	一百六十三 号	一百六十四 号	一百六十五 号
一百六十四 号	一百六十五 号	一百六十六 号	一百六十七 号
一百六十六 号	一百六十七 号	一百六十八 号	一百六十九 号
一百六十八 号	一百六十九 号	一百七十 号	一百七十一 号
一百七十 号	一百七十一 号	一百七十二 号	一百七十三 号
一百七十二 号	一百七十三 号	一百七十四 号	一百七十五 号
一百七十四 号	一百七十五 号	一百七十六 号	一百七十七 号
一百七十六 号	一百七十七 号	一百七十八 号	一百七十九 号
一百七十八 号	一百七十九 号	一百八十 号	一百八十一 号
一百八十 号	一百八十一 号	一百八十二 号	一百八十三 号
一百八十二 号	一百八十三 号	一百八十四 号	一百八十五 号
一百八十四 号	一百八十五 号	一百八十六 号	一百八十七 号
一百八十六 号	一百八十七 号	一百八十八 号	一百八十九 号
一百八十八 号	一百八十九 号	一百九十 号	一百九十一 号
一百九十 号	一百九十一 号	一百九十二 号	一百九十三 号
一百九十二 号	一百九十三 号	一百九十四 号	一百九十五 号
一百九十四 号	一百九十五 号	一百九十六 号	一百九十七 号
一百九十六 号	一百九十七 号	一百九十八 号	一百九十九 号
一百九十八 号	一百九十九 号	二百 号	二百零一 号
二百 号	二百零一 号	二百零二 号	二百零三 号
二百零二 号	二百零三 号	二百零四 号	二百零五 号
二百零四 号	二百零五 号	二百零六 号	二百零七 号
二百零六 号	二百零七 号	二百零八 号	二百零九 号
二百零八 号	二百零九 号	二百一十 号	二百一十一 号
二百一十 号	二百一十一 号	二百一十二 号	二百一十三 号
二百一十二 号	二百一十三 号	二百一十四 号	二百一十五 号
二百一十四 号	二百一十五 号	二百一十六 号	二百一十七 号
二百一十六 号	二百一十七 号	二百一十八 号	二百一十九 号
二百一十八 号	二百一十九 号	二百二十 号	二百二十一 号
二百二十 号	二百二十一 号	二百二十二 号	二百二十三 号
二百二十二 号	二百二十三 号	二百二十四 号	二百二十五 号
二百二十四 号	二百二十五 号	二百二十六 号	二百二十七 号
二百二十六 号	二百二十七 号	二百二十八 号	二百二十九 号
二百二十八 号	二百二十九 号	二百三十 号	二百三十一 号
二百三十 号	二百三十一 号	二百三十二 号	二百三十三 号
二百三十二 号	二百三十三 号	二百三十四 号	二百三十五 号
二百三十四 号	二百三十五 号	二百三十六 号	二百三十七 号
二百三十六 号	二百三十七 号	二百三十八 号	二百三十九 号
二百三十八 号	二百三十九 号	二百四十 号	二百四十一 号
二百四十 号	二百四十一 号	二百四十二 号	二百四十三 号
二百四十二 号	二百四十三 号	二百四十四 号	二百四十五 号
二百四十四 号	二百四十五 号	二百四十六 号	二百四十七 号
二百四十六 号	二百四十七 号	二百四十八 号	二百四十九 号
二百四十八 号	二百四十九 号	二百五十 号	二百五十一 号
二百五十 号	二百五十一 号	二百五十二 号	二百五十三 号
二百五十二 号	二百五十三 号	二百五十四 号	二百五十五 号
二百五十四 号	二百五十五 号	二百五十六 号	二百五十七 号
二百五十六 号	二百五十七 号	二百五十八 号	二百五十九 号
二百五十八 号	二百五十九 号	二百六十 号	二百六十一 号
二百六十 号	二百六十一 号	二百六十二 号	二百六十三 号
二百六十二 号	二百六十三 号	二百六十四 号	二百六十五 号
二百六十四 号	二百六十五 号	二百六十六 号	二百六十七 号
二百六十六 号	二百六十七 号	二百六十八 号	二百六十九 号
二百六十八 号	二百六十九 号	二百七十 号	二百七十一 号
二百七十 号	二百七十一 号	二百七十二 号	二百七十三 号
二百七十二 号	二百七十三 号	二百七十四 号	二百七十五 号
二百七十四 号	二百七十五 号	二百七十六 号	二百七十七 号
二百七十六 号	二百七十七 号	二百七十八 号	二百七十九 号
二百七十八 号	二百七十九 号	二百八十 号	二百八十一 号
二百八十 号	二百八十一 号	二百八十二 号	二百八十三 号
二百八十二 号	二百八十三 号	二百八十四 号	二百八十五 号
二百八十四 号	二百八十五 号	二百八十六 号	二百八十七 号
二百八十六 号	二百八十七 号	二百八十八 号	二百八十九 号
二百八十八 号	二百八十九 号	二百九十 号	二百九十一 号
二百九十 号	二百九十一 号	二百九十二 号	二百九十三 号
二百九十二 号	二百九十三 号	二百九十四 号	二百九十五 号
二百九十四 号	二百九十五 号	二百九十六 号	二百九十七 号
二百九十六 号	二百九十七 号	二百九十八 号	二百九十九 号
二百九十八 号	二百九十九 号	三百 号	三百零一 号
三百 号	三百零一 号	三百零二 号	三百零三 号
三百零二 号	三百零三 号	三百零四 号	三百零五 号
三百零四 号	三百零五 号	三百零六 号	三百零七 号
三百零六 号	三百零七 号	三百零八 号	三百零九 号
三百零八 号	三百零九 号	三百十 号	三百十一 号
三百十 号	三百十一 号	三百十二 号	三百十三 号
三百十二 号	三百十三 号	三百十四 号	三百十五 号
三百十四 号	三百十五 号	三百十六 号	三百十七 号
三百十六 号	三百十七 号	三百十八 号	三百十九 号
三百十八 号	三百十九 号	三百二十 号	三百二十一 号
三百二十 号	三百二十一 号	三百二十二 号	三百二十三 号
三百二十二 号	三百二十三 号	三百二十四 号	三百二十五 号
三百二十四 号	三百二十五 号	三百二十六 号	三百二十七 号
三百二十六 号	三百二十七 号	三百二十八 号	三百二十九 号
三百二十八 号	三百二十九 号	三百三十 号	三百三十一 号
三百三十 号	三百三十一 号	三百三十二 号	三百三十三 号
三百三十二 号	三百三十三 号	三百三十四 号	三百三十五 号
三百三十四 号	三百三十五 号	三百三十六 号	三百三十七 号
三百三十六 号	三百三十七 号	三百三十八 号	三百三十九 号
三百三十八 号	三百三十九 号	三百四十 号	三百四十一 号
三百四十 号	三百四十一 号	三百四十二 号	三百四十三 号
三百四十二 号	三百四十三 号	三百四十四 号	三百四十五 号
三百四十四 号	三百四十五 号	三百四十六 号	三百四十七 号
三百四十六 号	三百四十七 号	三百四十八 号	三百四十九 号
三百四十八 号	三百四十九 号	三百五十 号	三百五十一 号
三百五十 号	三百五十一 号	三百五十二 号	三百五十三 号
三百五十二 号	三百五十三 号	三百五十四 号	三百五十五 号
三百五十四 号	三百五十五 号	三百五十六 号	三百五十七 号
三百五十六 号	三百五十七 号	三百五十八 号	三百五十九 号
三百五十八 号	三百五十九 号	三百六十 号	三百六十一 号
三百六十 号	三百六十一 号	三百六十二 号	三百六十三 号
三百六十二 号	三百六十三 号	三百六十四 号	三百六十五 号
三百六十四 号	三百六十五 号	三百六十六 号	三百六十七 号
三百六十六 号	三百六十七 号	三百六十八 号	三百六十九 号
三百六十八 号	三百六十九 号	三百七十 号	三百七十一 号
三百七十 号	三百七十一 号	三百七十二 号	三百七十三 号
三百七十二 号	三百七十三 号	三百七十四 号	三百七十五 号
三百七十四 号	三百七十五 号	三百七十六 号	三百七十七 号
三百七十六 号	三百七十七 号	三百七十八 号	三百七十九 号
三百七十八 号	三百七十九 号	三百八十 号	三百八十一 号
三百八十 号	三百八十一 号	三百八十二 号	三百八十三 号
三百八十二 号	三百八十三 号	三百八十四 号	三百八十五 号
三百八十四 号	三百八十五 号	三百八十六 号	三百八十七 号
三百八十六 号	三百八十七 号	三百八十八 号	三百八十九 号
三百八十八 号	三百八十九 号	三百九十 号	三百九十一 号
三百九十 号	三百九十一 号	三百九十二 号	三百九十三 号
三百九十二 号	三百九十三 号	三百九十四 号	三百九十五 号
三百九十四 号	三百九十五 号	三百九十六 号	三百九十七 号
三百九十六 号	三百九十七 号	三百九十八 号	三百九十九

昭和六十二年十一月十日 衆議院会議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

七二

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に、おおむね準じて、それぞれこれを増額すること。

2 報酬月額の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのばつて行うこと。

二 議案の可決理由
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定しようとするものである。

右報告する。
昭和六十二年十一月九日
衆議院議長 原 健三郎殿 法務委員長 相沢 英之
内閣総理大臣 竹下 登
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、五億三千万円である。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合においては、この

法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

八号	一一一、二〇〇円
九号	一一〇九、七〇〇円
十号	一一〇〇、六〇〇円
十一号	一八七、九〇〇円
一二号	一八〇、〇〇〇円
一号	七三七、〇〇〇円
二号	六三六、〇〇〇円
三号	五七五、〇〇〇円
四号	五一六、〇〇〇円
五号	三四五、四〇〇円
六号	三四八、一〇〇円
七号	三三三、六〇〇円
八号	二九九、〇〇〇円
九号	二七六、一〇〇円
十号	二六〇、三〇〇円
十一号	二四二、三〇〇円
一二号	二二九、七〇〇円
十三号	二〇九、七〇〇円
十四号	一八七、九〇〇円
十五号	一八〇、〇〇〇円
十六号	一一一、二〇〇円
十七号	一一一、二〇〇円

別表(第二条関係)

区	分	俸給月額
検事	総長	一、三〇七、〇〇〇円
次長	検事	一、〇六五、〇〇〇円
東京高等検察庁	検事長	一、一五七、〇〇〇円
その他	検事長	一、〇六五、〇〇〇円
一號		一、〇四三、〇〇〇円
二號		九二六、〇〇〇円
三號		八六四、〇〇〇円

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第九条中「五十六万六千円」を「五十七万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

り、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

すべきものと議決した次第である。

すべきものと議決した次第である。

副

検

事

檢

事

四 号	七三七、〇〇〇円
五 号	六三六、〇〇〇円
六 号	五七五、〇〇〇円
七 号	五一六、〇〇〇円
八 号	四六八、〇〇〇円
九 号	三八五、〇〇〇円
十 号	三四八、一〇〇円
十一 号	三三三、六〇〇円
十二 号	二九九、〇〇〇円
十三 号	二七六、一〇〇円
十四 号	二六〇、三〇〇円
十五 号	二四二、三〇〇円
十六 号	二三一、三〇〇円
十七 号	二〇九、七〇〇円
十八 号	二〇〇、六〇〇円
十九 号	一八七、九〇〇円
二十 号	一八〇、〇〇〇円
一 号	五一六、〇〇〇円
二 号	四〇四、九〇〇円
三 号	三八五、四〇〇円
四 号	三三三、六〇〇円
五 号	二九九、〇〇〇円
六 号	二七六、一〇〇円
七 号	二六〇、三〇〇円
八 号	二四二、三〇〇円

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 檢事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の

職員の俸給の増額に、おおむね準じて、それこれを増額すること。

2 俸給月額の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのばつて行うこと。

議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定しようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三

本案施行に要する経費は、三億七千万円である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

衆議院議長 原 健三郎殿 法務委員長 相沢 英之

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。
昭和六十二年十二月一日

内閣総理大臣 竹下 登

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

官 報 (号 外)

五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「二十三万五千円」を「二十三万九千円」に改め、同項第二号中「四万一千五百円」を「四万三千五百円」に改める。

第十一條の七第一項第一号中「九千円」を「一万円」に改め、同条第二項第一号中「一万六千五百円」を「一万五百円」に、「九千円」を「一千円」に、「七千五百円」を「八千五百円」に、「七千五百円」を「八千五百円」を九千五百円に改める。

に、「四千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千七百円」を「三千八百円」に、「三千六百円」を「五千円」に、「五千五百円」を「六千円」に、「七千五百円」を「八千円」に、「九千六百円」を「一万四百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万五千円」に、「四千円」を「五千円」に改める。

五千八百円」に改める。
附則第十一項第一号中「毎四週間」を「一の基本
間（人事院規則で定める毎四週間をいう。以下同
の項、次項及び附則第十四項において同じ。）」に
「一の」を「一の」に改め、同項第一号を次のよう
改める。

前号に掲げる職員以外の職員であつて、いずれの基本期間においても半日勤務日（割り振られている勤務時間が四時間（第十四条第三項又は第三項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて人事院規則で定めるこれに相当する時間）である日をいう。以下この号において同じ。）が二以上あるものにつき、各庁の長が職員ごとに指定する二

前二号に掲げる職員以外の職員の基本
期間につき、人事院規則の定めるところによ

り、各庁の長が「職員」ことに指定する一又は二の勤務日における当該各庁の長が指定する入時間（第十四条第二項又は第三項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にてて定めるこれに相当する時間）の勤務時間附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第六項とする。

附則第十四項中「前二項」を「附則第十一項から前項まで」に、「第十三項までの規定に」を第十四項までの規定にに、「附則第十一項から第十三項までの規定の適用がないものとした場合における一週間の勤務時間」を第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間減じた時間に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「前二項」を「前二項」に、「附則第十一項に規定する期間」を「基本期間」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十一項に規定する期間の次に次の一項を加える。

12 基本期間に中途において新たに職員となつた者は又は定年に達することにより、国家公務員法第八十一条の三（國家公務員法の一部を改正する法律昭和五十六年法律第七十七号）附則第四条において準用する場合を含む。の規定に基づき定められた期限が到来することにより、若しくは任期が満了することにより基本期間の中間ににおいて退職することとなる職員が基本期間内の新たに職員となつた日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が人事院規則で定める期間以上であるものについては、当該基本期間内は、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務日における当該各庁の長が指定する勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

一 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 備	俸給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	96,500	117,900	137,400	167,600	183,200	200,600	217,700	236,200	265,200	298,900	341,300
2	99,500	123,600	144,400	175,400	191,300	209,100	226,300	245,200	276,200	310,800	355,600
3	102,700	130,100	151,400	183,100	199,500	217,600	235,000	254,300	287,300	322,700	369,900
4	105,900	137,300	158,500	191,100	207,600	226,100	243,700	263,500	298,400	334,600	384,200
5	109,500	143,900	165,800	199,200	215,800	234,600	252,600	272,900	309,700	346,600	398,500
6	113,600	149,200	173,000	207,200	223,800	243,100	261,500	282,300	321,000	358,500	412,800
7	117,900	154,500	180,000	215,100	231,700	251,600	270,400	291,800	332,300	370,400	427,100
8	122,000	159,500	186,900	222,800	239,400	260,300	279,400	301,300	343,600	382,400	441,200
9	125,600	164,100	192,700	230,200	247,100	269,000	288,500	310,700	354,700	394,300	455,200
10	128,900	168,300	198,400	237,500	254,800	277,900	297,500	320,000	365,500	405,600	468,900
11	131,700	172,400	204,000	244,800	262,500	286,900	306,500	329,300	375,900	415,100	479,500
12	134,600	176,500	209,300	252,200	269,900	295,800	315,300	338,600	386,100	424,200	486,200
13	137,000	180,500	214,700	259,100	276,900	304,600	323,500	347,300	395,100	431,800	492,700
14	139,400	183,500	219,600	265,900	283,900	312,800	330,700	355,900	402,000	438,800	498,800
15	141,700	186,400	224,300	271,900	289,700	320,400	337,400	363,000	408,700	443,400	503,600
16	143,300	189,300	228,900	277,800	295,000	326,600	343,100	366,500	413,300		
17		192,100	233,200	282,200	299,300	332,400	348,200	373,900	417,800		
18		194,700	236,700	285,900	303,700	336,500	352,700	378,000	422,100		
19		196,700	240,000	289,600	307,400	340,400	356,700	382,000			
20			242,500	292,300	310,600	344,400	360,700	386,000			
21			245,100	295,000	313,600	348,200	364,600	389,800			
22			247,500	297,600	316,600	352,000	368,300				
23			249,900	300,200	319,600	355,800					
24			252,300	302,900	322,600	359,400					
25			254,700	305,400	325,500						
26			257,000	307,900	328,300						
27			259,200	310,400							
28			261,400	312,800							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	86,600	120,400	136,000	153,700	177,800	202,600
2	89,200	125,500	141,900	159,800	183,900	209,200
3	91,900	130,700	147,800	165,800	190,000	215,800
4	94,600	136,000	153,700	171,800	196,100	222,900
5	97,200	141,400	159,700	177,800	202,200	230,100
6	100,200	146,600	165,700	183,700	208,400	237,500
7	103,500	151,800	171,400	189,200	214,300	245,000
8	107,000	156,900	177,000	194,300	219,700	252,400
9	100,800	162,000	182,600	199,500	225,000	259,900
10	115,300	166,900	187,900	204,700	230,200	267,300
11	120,400	171,700	192,800	209,600	235,500	274,700
12	125,500	176,300	197,700	214,400	240,800	282,000
13	130,600	180,800	202,400	219,200	246,000	289,200
14	135,600	185,100	207,100	224,000	251,000	295,500
15	140,500	189,200	211,700	228,700	256,000	301,700
16	145,000	192,900	216,200	233,500	260,900	307,700
17	149,200	196,600	220,800	237,700	265,600	313,800
18	153,300	200,100	225,400	241,600	270,100	319,200
19	157,000	203,700	229,700	245,000	274,300	324,300
20	159,900	206,200	233,700	248,300	278,200	328,700
21	162,800	208,400	236,800	251,300	282,000	333,100
22	165,600	210,600	239,500	254,300	285,600	337,300
23	168,400	212,600	241,900	257,300	288,200	340,700
24	170,900	214,700	244,200	260,000	290,600	
25	173,100	216,700	246,400	262,600	293,000	
26	175,800	218,800	248,600	265,100		
27	177,400	220,800	250,700	267,500		
28	179,400	222,900	252,900	269,700		
29	181,300	224,800	255,100			
30	183,200	226,700	257,200			
31	185,000		259,200			
32	186,800					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 倍	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	110,000	168,700	201,600	236,700	265,200	298,900	341,300
2	114,100	176,400	210,100	245,700	276,200	310,800	355,600
3	118,400	184,100	218,600	254,800	287,300	322,700	369,900
4	124,200	192,200	227,200	264,000	298,400	334,600	384,200
5	130,600	200,300	235,800	273,300	309,700	346,600	398,500
6	137,800	208,300	244,400	282,600	321,000	358,500	412,800
7	145,000	216,400	253,200	292,000	332,300	370,400	427,100
8	152,200	224,400	262,100	301,400	343,600	382,400	441,200
9	159,400	232,100	270,900	310,700	354,700	394,300	455,200
10	166,700	239,700	279,800	320,000	365,500	405,600	468,900
11	173,800	247,400	288,800	329,300	375,900	415,100	479,500
12	180,700	255,000	297,700	338,600	386,100	424,200	486,200
13	187,500	262,600	306,600	347,300	395,100	431,800	492,700
14	193,200	269,900	315,400	355,900	402,000	438,800	498,800
15	198,800	276,900	323,600	363,000	408,700	443,400	503,600
16	204,300	283,400	330,700	369,500	413,300		
17	209,500	288,500	337,400	373,900	417,800		
18	214,800	292,400	341,400	378,000	422,100		
19	219,600	296,200	345,400	382,000			
20	224,300	299,300	349,300	386,000			
21	228,900	302,400	353,200	389,800			
22	233,200	305,100	357,100				
23	236,700	307,700	360,900				
24	240,000	310,300	364,500				
25	242,500						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 倍	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	107,000	133,600	158,000	191,400	208,300	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	111,100	140,800	165,400	199,800	216,700	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	115,500	147,100	173,000	208,200	225,100	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	120,400	154,600	180,800	216,500	238,500	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	125,500	160,500	187,500	224,800	241,800	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,300
6	130,500	165,200	194,500	238,100	250,000	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	134,700	169,600	201,100	241,100	258,200	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	137,500	173,800	206,700	248,800	266,500	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	140,100	176,900	212,100	256,500	274,500	298,000	317,000	336,900	366,000	403,800	455,200
10	142,600	180,400	217,300	264,100	282,300	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	144,600	184,000	222,300	271,600	289,000	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	146,600	187,200	227,300	278,900	295,000	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	148,500	190,400	231,600	284,400	301,000	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	150,100	193,400	235,400	288,900	306,900	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15		195,500	238,900	293,200	312,200	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16			242,200	297,400	317,400	359,100	374,800	399,000	423,900		
17			244,400	300,700	322,100	365,100	380,200	403,400	428,200		
18				304,000	325,900	370,300	385,200	407,500	432,300		
19				306,700	329,600	374,400	389,200	411,500			
20				309,400	338,000	378,400	393,100	415,500			
21				311,900	335,800	382,200	396,900	419,300			
22				314,300		386,000	400,600				
23				316,700		389,700					
24						393,300					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十二月十日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	111,600	120,800	136,400	175,700	208,800	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	116,000	125,500	144,200	183,700	217,200	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	120,600	130,200	152,000	192,000	225,600	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	125,300	136,100	159,900	200,300	234,000	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	130,000	143,700	167,800	208,700	242,300	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,300
6	135,700	151,300	175,300	217,100	250,500	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	142,900	158,800	182,600	225,500	258,700	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	150,200	166,200	189,900	233,700	267,000	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	157,500	173,100	197,300	241,900	275,000	298,000	317,000	336,900	366,000	403,300	455,200
10	164,800	180,000	204,700	249,700	282,900	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	171,500	187,000	211,900	257,400	290,800	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	178,400	194,000	219,200	265,000	298,500	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	185,300	201,100	226,500	272,400	306,300	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	192,300	208,300	233,500	279,800	314,000	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15	199,200	215,400	240,500	287,100	321,700	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16	206,100	222,400	247,500	294,200	329,000	359,100	374,800	399,000	423,900		
17	212,700	288,900	254,500	301,300	336,000	365,100	380,200	403,400	428,200		
18	218,700	235,300	261,600	308,400	342,200	370,300	385,200	407,500	432,300		
19	224,600	241,700	268,800	315,100	347,900	374,400	389,200	411,500			
20	230,500	248,100	276,100	321,300	352,100	378,400	393,100	415,500			
21	236,400	254,300	283,200	327,600	355,600	382,200	396,900	419,300			
22	242,300	260,700	290,300	333,800	359,200	386,000	400,600				
23	248,300	267,100	297,400	339,400	362,600	389,700					
24	254,200	273,400	304,100	343,100	366,000	393,300					
25	260,000	279,600	310,300	346,300	369,300						
26	265,700	285,600	316,600	349,500	372,500						
27	271,100	291,400	322,800	352,800							
28	276,500	297,200	328,300	355,900							
29	280,700	302,200	332,000	359,100							
30	284,700	306,800	335,200	362,100							
31	288,800	311,400	338,400								
32	292,800	314,300	341,600								
33	295,400	317,300	344,700								
34		320,100	347,700								
35		323,000	350,600								
36		325,700									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	107,000	133,600	153,000	191,400	208,300	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	111,100	140,300	165,400	199,800	216,700	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	115,700	147,100	173,000	208,200	225,100	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	120,900	154,600	180,300	216,500	238,500	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	126,400	160,500	187,500	224,800	241,800	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,300
6	132,000	166,000	194,500	233,100	250,000	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	136,800	171,300	201,100	241,100	258,200	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	141,400	176,600	207,200	248,800	266,500	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	145,600	181,600	213,200	256,500	274,500	298,000	317,000	336,900	366,000	403,300	455,200
10	149,600	186,400	219,100	264,100	282,300	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	153,600	191,100	224,800	271,600	289,500	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	157,600	195,700	230,000	278,900	296,200	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	161,600	200,400	235,300	285,200	302,800	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	165,300	205,100	240,600	290,600	309,200	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15	169,100	209,300	245,900	295,800	314,500	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16	172,700	213,300	250,400	300,700	319,800	359,100	374,800	399,000	423,900		
17	176,000	216,800	254,900	304,400	324,500	365,100	380,200	403,400	428,200		
18	179,000	220,300	259,000	307,700	328,300	370,300	385,200	407,500	432,300		
19	181,800	222,400	262,400	310,500	332,200	374,400	389,200	411,500			
20	184,600		264,800	313,100	335,700	378,400	393,100	415,500			
21	186,600		267,300	315,700	338,700	382,200	396,900	419,300			
22			269,700	318,200	341,500	386,000	400,600				
23			272,100	320,700		389,700					
24			274,500	323,100		393,300					
25			276,800								
26			279,000								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十二月十日 楽議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	113,900	147,400	190,300	229,600	260,200	292,600	366,400
2	119,400	155,100	199,300	239,800	270,500	304,500	378,900
3	126,100	163,300	208,600	249,900	280,800	316,600	391,300
4	132,800	171,600	218,000	260,100	291,000	328,600	403,400
5	139,600	180,000	227,300	270,100	301,000	340,400	415,400
6	146,600	187,800	236,300	279,800	310,800	352,000	427,100
7	153,200	194,900	245,000	289,500	320,400	363,500	438,800
8	159,800	201,900	253,300	298,600	329,800	374,900	449,300
9	166,200	208,900	261,300	307,300	339,000	386,100	459,100
10	172,200	215,700	268,900	315,600	348,100	396,400	467,200
11	176,500	221,900	276,400	323,800	357,200	406,500	474,900
12	180,500	227,400	283,600	332,000	365,300	416,400	482,500
13	184,400	233,000	290,700	340,200	374,000	425,300	488,900
14	188,200	238,400	297,600	348,200	382,100	433,300	494,600
15	191,500	243,400	304,500	355,600	388,300	440,500	499,200
16	194,600	248,000	311,400	362,700	394,600	447,300	
17	197,800	252,600	317,900	369,800	400,100	453,400	
18	201,000	255,900	324,000	375,000	405,100	457,900	
19	203,100		327,700	379,200	410,100	462,300	
20			331,400	383,300	414,700	466,500	
21			335,000	387,400	418,700	470,600	
22			338,600	391,300	422,600		
23			342,000	395,200			
24			345,400	399,000			
25				402,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十一月十日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

口 海事職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	98,600	121,100	149,200	175,300	204,300	232,900
2	101,200	126,100	155,300	182,400	211,600	240,100
3	104,000	131,700	161,600	189,600	218,900	247,400
4	107,600	137,500	168,200	196,900	225,700	254,600
5	111,700	143,100	175,200	204,100	232,100	262,000
6	116,000	148,800	182,300	211,300	238,200	269,600
7	120,800	154,600	189,500	218,100	244,100	277,200
8	125,800	160,400	196,700	224,000	249,800	284,800
9	130,900	166,400	203,800	229,800	255,400	292,500
10	136,700	172,400	210,900	235,500	261,000	300,100
11	142,300	178,500	217,500	241,100	266,600	307,800
12	147,900	184,500	223,100	246,300	272,200	315,500
13	153,500	190,100	228,700	251,200	277,800	323,200
14	159,000	195,600	234,300	256,100	283,200	330,300
15	164,100	201,100	239,500	260,800	288,700	336,700
16	169,100	206,400	244,500	265,200	293,800	343,000
17	173,900	211,500	249,000	269,200	298,300	349,100
18	178,700	216,200	253,600	275,000	302,600	354,700
19	183,400	221,000	257,800	276,700	305,800	360,100
20	187,400	225,200	261,700	280,100	309,000	365,100
21	190,400	228,700	264,900	283,100	312,200	369,700
22	193,100	231,900	267,900	286,100	315,400	374,200
23	195,100	234,700	270,700	288,800	318,400	377,900
24		237,300	273,100	291,300	321,400	
25		239,600	275,500	293,900	324,300	
26		241,800	277,800	296,400	327,200	
27		244,100	280,200			
28		246,200	282,400			
29			284,700			
30			286,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)
イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	113,500	139,500	191,400	222,900	285,700
2	118,500	148,000	200,000	232,800	296,500
3	123,800	156,400	208,700	242,700	307,400
4	130,400	165,100	217,700	252,700	318,300
5	137,100	173,300	226,800	262,800	329,200
6	144,400	182,600	236,000	272,800	340,200
7	151,700	191,300	245,300	282,900	351,300
8	159,400	199,900	254,500	292,900	362,300
9	167,500	208,500	263,700	302,900	373,300
10	175,700	217,100	272,800	312,700	384,200
11	183,800	225,600	281,600	322,100	395,200
12	191,500	232,900	290,400	330,600	406,100
13	198,700	242,100	299,100	338,900	417,100
14	205,600	249,900	307,800	347,100	428,200
15	212,000	256,400	316,200	355,000	439,200
16	218,300	262,800	324,200	362,900	450,000
17	224,300	268,900	332,200	370,600	459,500
18	230,100	275,100	339,800	378,300	469,000
19	235,900	281,200	347,400	385,700	478,300
20	241,400	287,200	355,000	392,400	487,000
21	246,700	293,000	362,300	399,100	494,900
22	252,000	298,800	369,500	405,700	500,900
23	257,000	304,300	376,000	411,600	506,000
24	261,900	309,800	381,900	417,400	510,800
25	266,700	315,300	386,100	422,600	
26	269,500	319,800	389,600	426,300	
27	273,200	323,600	393,000	430,000	
28	276,700	326,900	396,300	433,500	
29	279,300	330,100	399,500		
30	281,900	333,300			
31	284,400	336,500			
32	286,900	339,600			
33	289,300	342,600			
34	291,700	345,600			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級			2 級			3 級			4 級		
	俸 級	給 月 領	円	俸 級	給 月 領	円	俸 級	給 月 領	円	俸 級	給 月 領	円
1		105,300			131,100			244,700			332,200	
2		109,000			138,600			253,700			341,600	
3		113,400			146,100			262,600			351,100	
4		118,000			153,500			271,400			360,500	
5		123,300			160,900			280,300			369,900	
6		129,300			168,400			289,300			379,400	
7		135,900			175,900			298,200			388,800	
8		142,900			183,400			307,200			398,100	
9		150,000			190,800			316,200			407,400	
10		157,200			198,200			325,200			416,700	
11		164,300			206,000			334,100			425,600	
12		171,400			214,600			343,100			434,000	
13		178,500			223,400			351,700			441,600	
14		185,400			232,100			360,200			449,100	
15		192,400			240,800			368,600			458,700	
16		199,300			249,400			376,900				
17		206,200			258,000			385,300				
18		213,000			266,500			393,600				
19		219,800			275,000			401,900				
20		225,800			283,500			409,300				
21		231,800			292,000			416,500				
22		237,400			300,400			423,500				
23		242,900			308,900			430,300				
24		248,300			317,400			434,500				
25		253,600			325,100							
26		258,700			332,600							
27		263,700			339,000							
28		268,400			347,300							
29		273,000			354,600							
30		276,500			360,900							
31		279,900			367,000							
32		283,200			372,200							
33		286,200			376,700							
34		288,700			381,200							
35		291,000			385,700							
36		293,300			388,700							
37		295,600										
38		297,800										
39		300,000										

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十二月十日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

八 教育職俸給表(三)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円 105,300	円 113,400	円 208,000	円 328,600
1	109,000	119,100	217,800	337,000
2	113,400	124,900	226,800	345,500
3	118,000	131,100	235,800	353,800
4	123,300	138,600	244,700	362,200
5	129,300	146,100	253,700	370,500
6	135,900	153,500	262,600	378,900
7	142,900	160,900	271,400	387,000
8	149,900	168,400	280,300	394,300
9	157,000	175,900	289,200	401,700
10	163,800	183,400	297,900	408,800
11	170,600	190,800	306,000	414,900
12	177,100	198,200	314,000	420,200
13	183,500	206,000	322,000	425,300
14	189,700	214,600	329,900	429,400
15	195,700	223,400	337,700	
16	201,700	232,100	345,300	
17	207,400	240,800	353,000	
18	213,100	249,400	360,600	
19	218,500	258,000	368,100	
20	223,600	266,500	375,000	
21	228,500	274,900	381,400	
22	233,100	283,300	387,100	
23	237,400	291,700	392,000	
24	240,900	299,400	396,000	
25	244,300	306,900	399,300	
26	247,300	314,300	402,400	
27	249,900	321,300	405,400	
28	252,500	328,000		
29	254,800	334,300		
30	257,000	340,500		
31	259,200	346,500		
32	261,300	351,900		
33		357,300		
34		362,000		
35		366,100		
36		370,000		
37		373,900		
38		376,500		
39				

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	117,900	149,100	191,400	242,700	373,200
2	124,800	157,000	200,000	252,700	384,100
3	132,100	165,400	208,700	262,800	395,100
4	139,500	174,000	217,700	272,800	406,000
5	147,100	182,700	226,800	282,900	417,000
6	154,700	191,300	236,000	292,900	428,100
7	162,500	199,900	245,500	302,900	439,100
8	170,400	208,500	255,100	312,700	450,000
9	178,400	217,100	265,000	322,100	459,500
10	186,400	225,700	274,900	331,200	469,000
11	193,900	234,300	284,800	340,200	478,300
12	201,400	243,200	294,800	351,300	487,000
13	208,600	252,100	304,800	362,300	494,900
14	215,400	261,000	313,900	373,300	501,000
15	222,200	269,700	322,900	384,200	506,100
16	228,700	278,400	331,600	395,200	510,900
17	234,900	286,600	340,100	406,100	
18	241,000	294,700	348,500	417,100	
19	246,700	302,500	356,500	428,200	
20	252,300	310,300	364,200	437,800	
21	257,500	318,100	371,700	444,300	
22	262,700	325,700	379,200	450,600	
23	267,800	333,300	386,000	456,700	
24	272,400	340,700	392,600	462,800	
25	276,800	348,000	398,900	468,100	
26	281,000	355,000	404,200	472,700	
27	284,100	361,900	409,500	477,000	
28	287,200	368,500	413,300		
29	290,200	374,900	417,000		
30	293,200	380,700	420,500		
31	296,100	385,700			
32	299,000	390,900			
33		394,400			
34		397,800			
35		401,100			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	96,600	123,100	198,100	236,000	274,600
2	99,600	130,100	207,500	245,500	285,700
3	102,800	138,000	216,900	255,000	296,900
4	106,100	145,900	226,400	264,500	308,400
5	110,000	153,900	235,900	274,000	320,000
6	115,000	161,900	245,300	283,500	332,200
7	120,200	169,900	254,500	292,800	344,500
8	125,600	178,000	263,700	302,100	356,900
9	132,400	186,000	272,800	311,000	369,200
10	139,300	194,000	281,700	319,700	381,500
11	146,600	201,900	289,800	328,300	393,700
12	154,000	209,800	307,700	336,900	405,800
13	161,500	217,600	305,300	345,300	417,700
14	169,000	225,000	312,000	353,700	429,600
15	176,200	232,400	318,300	362,000	441,400
16	183,400	239,600	324,500	370,300	453,100
17	190,400	246,100	330,600	378,600	464,800
18	197,200	252,600	336,600	386,900	474,800
19	202,900	259,100	342,400	395,100	482,200
20	208,400	265,500	347,900	402,000	488,600
21	215,900	271,800	353,200	408,700	494,000
22	219,300	278,100	358,100	413,500	499,400
23	224,500	284,400	362,600	418,100	503,600
24	229,600	289,400	366,600	422,100	
25	234,300	294,200	370,200		
26	238,200	297,900	373,900		
27	241,800	301,400	377,400		
28	244,600	304,800			
29	247,400	308,200			
30	250,000	311,600			
31	252,700	314,800			
32	255,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十二月十日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十二年十一月十日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1	169,100	円	232,700	円	266,600	円	346,700	円
2	178,700		243,900		278,000		358,000	
3	188,500		255,200		289,500		369,200	
4	199,600		266,800		301,000		380,400	
5	210,700		277,900		312,400		391,500	
6	221,700		289,300		323,800		402,300	
7	232,700		300,800		335,200		412,900	
8	243,700		311,900		346,700		423,200	
9	254,500		323,100		357,900		433,300	
10	265,000		334,300		369,100		443,500	
11	273,900		344,000		380,300		453,600	
12	282,400		353,300		390,700		463,700	
13	290,800		362,300		400,900		473,800	
14	299,100		371,100		410,900		483,900	
15	307,400		379,700		420,900		492,700	
16	315,700		388,300		430,500		501,000	
17	323,900		396,900		439,800		508,700	
18	331,000		405,500		449,200		514,900	
19	335,800		412,200		458,600		520,000	
20	340,400		418,500		465,600		524,800	
21	343,500		424,400		472,500			
22			428,600		477,200			
23			432,600		481,700			
24			436,500		486,200			
25			440,300		490,700			
26			444,000		495,000			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1	99,600	円	121,900	円	154,800	円	177,000	円	209,100	円	245,200	円	274,800	円	334,100	円
2	102,900		127,400		162,100		184,700		217,800		254,300		286,100		346,200	
3	106,500		134,000		169,500		192,400		226,600		263,500		297,500		358,500	
4	111,000		140,600		176,900		200,200		235,400		272,900		308,900		370,900	
5	115,500		147,300		184,500		208,100		244,200		282,300		320,300		388,300	
6	120,400		153,900		192,100		216,100		258,100		291,800		331,700		395,700	
7	125,900		160,600		199,800		224,200		261,900		301,300		343,100		408,000	
8	132,300		167,300		207,500		232,200		270,600		310,700		354,400		420,300	
9	138,700		174,100		215,400		242,000		279,400		320,000		365,500		432,400	
10	144,600		180,700		223,200		247,800		288,400		329,300		375,900		444,500	
11	149,700		187,300		230,700		255,500		297,200		338,600		386,100		451,800	
12	154,900		193,100		238,000		263,100		305,700		347,300		395,100		458,200	
13	159,800		198,800		245,200		270,600		313,800		355,900		402,000		464,300	
14	164,200		204,500		252,400		277,800		321,400		363,000		408,700		470,000	
15	168,500		210,000		259,400		285,000		327,600		369,500		415,400		475,400	
16	172,600		215,300		266,200		290,900		333,800		373,900		419,800		479,900	
17	176,700		220,300		272,600		296,200		339,200		378,000		424,100			
18	180,700		225,000		278,800		301,500		344,100		382,000					
19	183,700		229,600		283,500		305,400		348,100		386,000					
20	186,600		233,900		287,500		309,200		352,000		389,800					
21	189,300		237,200		291,300		312,700		355,800							
22	191,400		239,800		294,200		316,100		359,600							
23	193,400		242,200		296,800		319,100		363,200							
24			244,500		299,400		321,900									
25			246,800		302,000		324,700									
26			249,000		304,500											
27					306,900											
28					309,300											

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号	1 級 俸	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 104,400	120,000	160,800	180,700	209,600	240,300
2	108,200	125,600	167,100	187,600	217,200	248,700
3	112,200	131,100	173,900	194,400	224,800	257,300
4	116,100	137,100	180,600	201,300	232,400	266,200
5	120,000	143,000	187,400	208,100	239,900	275,300
6	125,600	148,900	194,100	215,100	247,200	284,400
7	131,000	154,800	200,800	222,000	254,500	293,500
8	136,900	160,600	207,400	229,000	261,800	302,700
9	142,800	166,400	214,100	235,900	268,900	311,800
10	148,500	172,200	220,700	242,700	276,000	320,900
11	154,200	178,000	227,300	249,500	283,100	330,000
12	159,700	183,700	233,900	256,200	290,300	338,900
13	165,100	189,300	240,400	262,900	297,500	347,800
14	170,400	194,700	247,000	269,500	304,600	356,300
15	175,600	200,100	253,600	276,100	311,800	364,700
16	180,700	205,500	260,000	282,500	318,900	372,400
17	185,700	210,800	266,300	289,000	325,700	380,100
18	190,600	215,900	272,500	295,300	331,700	387,100
19	195,400	221,000	278,600	301,600	336,400	393,400
20	200,100	226,100	284,600	307,000	340,700	397,500
21	204,700	231,200	290,600	312,100	345,100	401,400
22	209,100	236,100	296,300	317,000	348,600	405,100
23	213,400	241,100	301,000	320,700	352,000	
24	217,200	246,100	305,400	324,300	354,700	
25	220,800	251,100	309,700	327,600		
26	224,100	256,000	313,000	330,500		
27	227,300	260,400	316,200	333,300		
28	230,300	264,500	318,900	335,900		
29	232,800	268,500	321,500			
30	235,200	271,100	324,100			
31	237,600	273,600	326,600			
32	239,800	276,100				
33		278,500				
34		280,900				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸給月額
1		円 468,000
2		516,000
3		575,000
4		636,000
5		685,000
6		737,000
7		801,000
8		864,000
9		926,000
10		985,000
11		1,043,000
12		1,065,000

備考 事務次官、外局の長、大学の長、試験院の長、病院又は研究所の長、その他の官職を占めるものに適用する。

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とする改正規定、附則第十四項の改正規定、同項を附則第十三項とする改正規定、附則第十三項の改正規定、附則第十二項の改正規定、同項を附則第十三項とする改正規定、附則第十一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十四項とする改正規定、同項を附則第十四項とする改正規定、附則第十三項から第十五項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する規定(以下「改正後の法」という))の規定は、昭和六十二年四月一日を除く。附則第四項及び第七項において同じ。この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する規定(以下「改正後の法」という)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

3 (最高号俸等の切替え等)
昭和六十二年四月一日(以下「切替日」といいう。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下附則第八項までにおいて「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給月額及びこれと同様の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによることとなる。切替期間において、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号権等の基礎）

前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸は俸給額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

7 切替期間において、改正前

切替期間において、改正前の法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一條の七の規定による

住居手当を支給されないこととなる期間又は同様の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の規定による住居手当の額が改正後の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一條の七の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとする。この法律の施行の際改正前の法第十一條の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとさえていた職員のうち、改正後の法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなる又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前）に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

11 日の前日において、この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）附則第十二項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により各庁の長が定めた期間の末日以外の日となるもの（旧法附則第十一項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として人事院規則で定める職員に限る。）及び旧法附則第十一項又は第十二項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧法附則第十三項の規定により当該政令で定める日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員については、当該政令で定める日から人事院規則で定める日までの間は、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第十一項までにおいて「新法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定にかかわらず、各庁の長は、新法附則第十一項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事院規則で定める時間数の勤務時間を、人事院規則で定めることにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

10 前項の規定による指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対する新法第五条第一項及び第十九条の規定の適用については、新法第五条第一項中「第十四条に規定する勤務時間」とあるのは「第十四条に規定する勤務時間のうち一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則第九項の規定による勤務を要しない時間」と、新法第十九条中「一週間の勤務時間」とあるのは「第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間を見じた時間」とする。

附則第九項の規定による指定については、そ

（指定は新法附則第十一項から第十三項までの規定による指定とみなして、新法附則第十四項の規定を適用する。この場合において、同項「基本期間又は前項の規定により定めた期間」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第十二号）附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から同法附則第九項に規定する人事院規則で定める日までの期間」とする。

（人事院規則への委託仕事）

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

13
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改める。

（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

14
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

附則第三項中「第十三項までの規定に相当する条例の規定」を「第十四項までの規定に相当する条例の規定（毎四週間につき任命権者が職員ごとに指定する）の勤務日における四時間の勤務時間は勤務を要しない時間として一以上の勤務日により難いと認められる職員について任命権者が五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない時間として一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる旨の条例の規定を含む。」に改める。

(附則第九項の規定による指定が行われる教育職員についての正規の勤務時間を超える勤務等) 附則第九項の規定による指定が行われる教育職員に対する前項の規定による改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法附則第二項の規定の適用については、当該指定が行われる間は、同項中「給与法附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)附則第九項」とする。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十二年八月六日付けの給与についての勧告及び同日付けの週休二日制についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、居住手当及び通勤手当の額の改定等を行い、あわせて一般職の国家公務員の週休二日制の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十二年八月六日付けの給与に関する人事院勧告及び週休二日制に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 債給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、千四百円ないし一万六千円引き上げた額とする。

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書特別職の

八十一

る支給月額の限度額を二十三万九千円（現行二十三万五千円）に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受け

る医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万三千五百円（現行四万二千五百円）に引き上げること。

九千円)を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給額は、二万五百円(現行一万六千五百円)以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から一万千円を控除した額とし、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員にあつてはその超える額の二分の一を八千五百円(現行七千五百円)を限度として九千五百円(現行七千五百円)に加算した額に引き上げること。

(現行四千円)にそれぞれ引き上げるとともに、自転車等の使用者に対する支給月額も引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等の併用者に対する支給月額も同様に引き上げること。

四 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万五千八百円(現行二万五千四百円)に引き上げる

(一) 週休二日制の改定
勤務を要しない時間とする勤務時間について、次のように定めるものに改めるこ

(1) 一週間の勤務時間が四十四時間で、か

つ、いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員については、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日の勤務時間

令で定める日から施行すること。
なお、この法律の施行に關し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしている。

右
特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に因する臨時措置法の一部を改正する法律案

本案は、昭和六十二年八月六日付けの給与に関する人事院勧告及び週休二日制に関する人事院

昭和六十二年十二月一日
内閣總理大臣 竹下登

可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに
決定した。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覽会政府代表の設置に関する臨

三 本案施行に要する経費

右報告する。

内閣委員長 竹中修一
衆議院議長 原健三郎殿
〔別氏〕

一般職の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案に対する附帯決議

社会経済情勢の変化等に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題と

なつて、いることにかんがみ、公務員についても、その積極的な推進を図るため、政府並びに人事院

一 賀和六十三年度中で土曜明けが円滑に実施すべきである。

きるよう、速やかに必要な措置を講ずること。
また、地方自治体の土曜閉庁及び小・中・高等

学校の学校週五日制についてもその早期実現に努めること。

公務員の完全週休二日制実現のため 話題の準備を計画的に進めること。

減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

の短縮に努める。」

○円に、「五一」、「〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円に、「八一〇、〇〇〇円」を「八二二、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四一三」、「二〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「三七八、五〇〇円」を「三八三、八〇〇円」に、「三四一、八〇〇円」を「三四七、六〇〇円」に、「三〇七、一〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「二七四、七〇〇円」を「二七八、八〇〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四八、八〇〇円」に、「二一一、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二〇三、一〇〇円」を「二〇六、一〇〇円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改定する。

第六条中「百三万九千円」を「百五万五千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第一条第十九号の八を削る改正規定を除く。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の規定は昭和六十二年四月一日から、第二条の規定による改正後の国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「法律第六十五号」という。)の規定は同年十月一日から適用する。

2 この法律による改正後の給与法又は法律第六十五条の規定を適用する場合は、この法律による改正前との法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内〇円に改める。

円」「三八三、八〇〇円」に、「三四一、八〇〇円」を「三四七、六〇〇円」に、「三〇七、一〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「二七四、七〇〇円」を「二七八、八〇〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四八、八〇〇円」に、「二一一、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二〇三、一〇〇円」を「二〇六、一〇〇円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改定する。

第六条中「百三万九千円」を「百五万五千円」に改める。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げること。(括弧内は現行)

内閣総理大臣
百七十九万一千円(百七十六万六千円)

國務大臣等
百二十四万九千円(百二十三万三千円)

政務次官等
百六万五千円(百四万九千円)

内閣法制局長官等
五百四万三千円(百二万七千円)

2 本件は、一般職の職員の給与改定の実情等による改正後のこれらの法律の規定による給与の内〇円に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四一三」、「二〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「三七八、五〇〇円」を「三八三、八〇〇円」に、「三四一、八〇〇円」を「三四七、六〇〇円」に、「三〇七、一〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「二七四、七〇〇円」を「二七八、八〇〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四八、八〇〇円」に、「二一一、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二〇三、一〇〇円」を「二〇六、一〇〇円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額の改定は、昭和六十二年十月一日から適用すること。

その他、所要の規定の整備を行うこととしている。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

いて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内〇円に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四一三」、「二〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「三七八、五〇〇円」を「三八三、八〇〇円」に、「三四一、八〇〇円」を「三四七、六〇〇円」に、「三〇七、一〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「二七四、七〇〇円」を「二七八、八〇〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四八、八〇〇円」に、「二一一、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二〇三、一〇〇円」を「二〇六、一〇〇円」に改める。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九十二万六千円(九十一万円)

2 大使及び公使の俸給月額について、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百二十八万八千円から百三十万七千円に、大使五号俸は百三十三万三千円から百二十四万九千円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定期俸給表の改定に準じ、百三万九千円ないし六十七万五千円から百五万五千円ないし六十八万五千円にそれぞれ引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十万三千二百円(八号俸)ないし二十万三千百円(一号俸)から四十一万九千円(八号俸)ないし二十万六千百円(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額四万五千二百円から四万五千九百円に引き上げること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額二万五千四百円から二万五千八百円に引き上げること。

6 國際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を、百三万九千円から百五万五千円に引き上げること。

7 この法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること。ただし、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額の改正規定は、昭和六十二年十月一日から適用すること。

その他、所要の規定の整備を行うこととしている。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年十二月一日

内閣総理大臣 竹下 登

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時
間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に

かかるものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改定する。

第十八条第二項中「六千百六十円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、

「当該規定の適用がないものとした場合における

一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項

の規定に基づく總理府令の規定で一般職給与法第

十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時

間から二時間減じた時間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に</

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	184,400	259,900	291,800	328,900	375,500	1	468,000
2	193,000	269,800	303,900	341,900	391,200	2	516,000
3	201,600	279,800	316,100	355,000	406,900	3	575,000
4	210,500	289,900	328,300	368,100	422,700	4	636,000
5	220,700	300,200	340,700	381,200	438,500	5	685,000
6	230,100	310,600	353,200	394,400	454,200	6	737,000
7	239,500	321,000	365,600	407,600	469,900	7	801,000
8	249,000	331,500	378,000	420,700	485,400	8	864,000
9	258,500	341,800	390,200	433,800	500,800	9	926,000
10	268,100	352,100	402,100	446,200	515,900	10	985,000
11	277,900	362,300	413,600	456,700	527,500	11	1,043,000
12	287,700	372,500	424,800	466,700	534,900		
13	297,500	382,100	434,700	457,100	542,100		
14	307,400	391,600	442,300	482,800	548,800		
15	317,400	399,400	449,700	487,800	554,100		
16	327,300	406,500	454,700				
17	337,200	411,400	459,700				
18	346,900	415,900					
19	355,900	420,300					
20	363,800	424,700					
21	371,200						
22	377,500						
23	383,100						
24	388,000						
25	392,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官 その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

官 報 (号 外)

別表第二　自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三關係)

備考 (一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海將又は空將であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸將補、海將補及び空將補の(二)欄に定

この議の座付候、本議會に於ける議論は、實に、當時の國情に對する、明瞭なる見解を示すものであつた。當時の國情は、(一)軍事的、(二)經濟的、(三)政治的、の三方面に於ける、實に、嚴重なる問題であつた。當時の國情に對する、明瞭なる見解を示すものであつた。

（三）この表は、寺地主及び寺住民の（一）前文は（二）前に記載した事項を並べて、右欄に示す

附
則

（施行期日等）

附則第十七項の改正規定及び附則第十一項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項及び第九項において同じ。)による改正後の防衛厅職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

6 (切替期間における異動者の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」といふ。)に規定する俸給月額等

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の基準による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、總理府令で定める。

なればならない。

（住居手当に関する経過措置）
切替期間において、旧法第十四条第二項でお

いて準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用す

五十四条第二項の規定に基づく総理府令で一般職給与改正法附則第九項の規定に準じた規定を定めた場合においては、当該規定による勤務を要しない時間に相当する時間の指定が行われる

問　当該指定の行われる職員に対し新法第十四
条第二項において準用する改正後の一般職給与
法第十九条の規定を適用する場合の一週間の勤
務時間は、自衛隊法第五十四条第二項の規定に
基づく総理府令の規定で一般職給与法第十四条
の規定に準じたものによる一週間の勤務時間か
ら二時間減少した時間とする。

(政令への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要な事項は、政令
で定める。

理由

**防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書**

(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じ
防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとす
るもので、その要旨は次のとおりである。

(以)「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において適用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(總理府令で定める職員にあつては、總理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、總理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたもので

16
新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与との内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた賞手当

1
多事官等及び自衛官の俸給月額を
の職員の例に準じて改定すること。
— 航聯

九

千五百円に引き上げること。

3 賞外居住者に対する賞外手当の月額を、六

千百六十円から六千円に引き下げる。

4 四週間に二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額は、一般職の職員の例に準じて、短縮後の一週間の勤務時間を基礎として算出すること。

5 この法律は、公布の日から施行し、昭和六

十二年四月一日から適用すること。ただし、勤務一時間当たりの給与額の算出に係る措置については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 なお、事務官等の俸給のほか、通勤手当、住居手当及び初任給調整手当等については、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し

なればその例によることとしているので、同法の改正によって同様の改定が行われることとな

る。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との均衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二百二十億円である。

右報告する。

昭和六十二年十一月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和六十二年十二月九日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千五百五十一人」を「四万五千七百九十一人」に、「四万七千六十五人」を「四万七千三百三十二人」に、「二十七万二千七百六十八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

(增加分は、日米防衛協力のための要員等)

合計

二七三、二七八人(増加五一〇人)

2 自衛隊法の一部改正

予備自衛官の員数を一、五〇〇人増加し

て、四六、四〇〇人に改めること。

この法律は、公布の日から施行すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、現下の諸情勢に対処し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億一千六百万円が昭和六十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和六十二年十一月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

(増加分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

四七、三三三一人(増加二六七人)

航空自衛官

(増加分は、航空機の就役等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官

一五六人(増加四人)

(増加分は、日米防衛協力のための要員等)

合計

二七三、二七八人(増加五一〇人)

2 自衛隊法の一部改正

予備自衛官の員数を一、五〇〇人増加し

て、四六、四〇〇人に改めること。

この法律は、公布の日から施行すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、予備自衛官手当の月額を、昭和五十六号の一部を次のように改正する。

第三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六

十六号の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

この法律は、公布の日から施行すること。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億一千六

百万円が昭和六十二年度一般会計予算に計上さ

れている。

右報告する。

昭和六十二年十一月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

本院において繼續審査をした右の案は本院において可決した。

昭和六十二年十二月九日 参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

(第百八回国会内閣提出第百九回国会衆議院送付)

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六

十六号の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

右の本院提出案を送付する。

昭和六十二年十二月九日

衆議院議長 原 健三郎殿

公文書館法

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

(2)

公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

(3)

公文書館は、國又は地方公共団体が設置する。

第六条 國は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

(施行期日)
(専門職員についての特例)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公文書館法(昭和六十二年法律第七号)の施行に関すること。

一 議案の目的及び要旨

本案は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書

館に関し必要な事項を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

2 本法律において「公文書等」とは、國又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいうこと。

3 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とし、館長のほか、歴史資料として重要な

なお、地方公共団体が設置する公文書館には、当分の間、専門職員を置かないことができる。

4 公文書館は、國又は地方公共団体が設置することとし、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、當該地方公共団体の条例で定めなければならないこと。

5 國は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとすること。

6 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じ、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

7 なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定める等の措置を講ずる必要があるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

昭和六十二年十二月九日

参議院議長 藤田 正明

抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

昭和六十二年十二月九日

参議院議長 原 健三郎殿

衆議院議長 原 健三郎殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条 第十一条)

第三章 業務(第十二条 第二十六条)

第四章 監督(第二十二条 第二十七条)

第五章 抵当証券保管機構(第二十七条 第三十七条)

第六章 抵当証券協会(第三十八条 第四十四条)

第七章 雑則(第四十四条 第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条 第五十五条)

附則

第一章 総則

第二章 登録(第三条 第十一条)

第三章 業務(第十二条 第二十六条)

第四章 監督(第二十二条 第二十七条)

第五章 抵当証券保管機構(第二十七条 第三十七条)

第六章 抵当証券協会(第三十八条 第四十四条)

第七章 雑則(第四十四条 第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条 第五十五条)

附則

第一章 総則

第二章 登録(第三条 第十一条)

第三章 業務(第十二条 第二十六条)

第四章 監督(第二十二条 第二十七条)

第五章 抵当証券保管機構(第二十七条 第三十七条)

第六章 抵当証券協会(第三十八条 第四十四条)

第七章 雑則(第四十四条 第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条 第五十五条)

附則

第一章 総則

抵当証券業の規制等に関する法律案及び同報告書

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 資本又は出資の額、役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 業務の種類及び方法

五 他に事業を行つているときは、その事業の種類

六 その他大蔵省令で定める事項

七 前項の登録申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 大蔵大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を抵当證券者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 資本又は出資の額が抵当證券の購入者を保護するため必要かつ適当と認められる金額と

(して政令で定める金額に満たない法人)

三 他の抵当證券業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の抵当證券業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

四 第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第一百九十五号)又は貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

六 役員又は政令で定める使用人のうちに次にいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者又は準禁治産者

ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 登録年月日及び登録番号

三 大蔵大臣は、抵当證券業者登録簿を公衆の観覽に供しなければならない。

(七 抵当證券業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人)

大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、遲滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(廃業の届出等)

第七条 第三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

(有効期間の更新の登録)

第八条 第三条の登録の有効期間(この項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る同条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)の満了の後引き続き当該登録に係る抵当證券業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならぬものとする。

第九条 第三条の登録の有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録年月日及び登録番号」とあるのは、「有効期間の更新の旨及び有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

第十条 第三条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録年月日及び登録番号」とあるのは、「有効期間の更新の旨及び有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

第十二条 第十三条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十三条 第三条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十四条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十五条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十六条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十七条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十八条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第十九条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十一条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十二条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十三条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十四条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十五条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十六条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十七条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十八条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二十九条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三十条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三十一条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三十二条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三十三条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三十四条 第十二条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

(間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。)

大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、遲滞なく、その理由を示して、その旨を大蔵省令で定めた事項を抵当證券業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業の届出等)

第十二条 抵当證券業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 破産により解散したとき。その法人を代表する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

三 合併により消滅したとき。その法人を合併した日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

四 抵当證券業を廃止したとき。その破産管財人

(九三)

(広告の規制)

第十四条 抵当証券業者は、その行う抵当証券業に関して広告をするときは、その者の信用、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性その他の大蔵省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)
第十五条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約(抵当証券の販売並びにこれに伴う抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領、抵当証券の保管その他の大蔵省令で定められた事項を内容とする契約をいう。以下同じ。)を締結しようとするときは、大蔵省令で定めることにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所
二 抵当証券の販売に係る契約の内容及び履行の事項であつて大蔵省令で定めるものについての当該契約の概要
三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(契約締結時の書面の交付)

第十六条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を抵当証券の購入者に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所
二 契約年月日
三 抵当証券に記載された事項のうち、証券の番号、登記所の表示、証券作成の年月日、債権の元本及びその弁済期その他の大蔵省令で定める事項

四 抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する定めがあるときは、その内容

五 抵当証券の保管に関する定めがあるとき

は、その内容は、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(書類の閲覧)

第十七条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類並びに販売を行つた抵当証券に関する書類を、営業所又は事務所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(抵当証券の保管の禁止等)

第十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護に欠けるおそれが少ないので定める場合を除き、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は第二十七条第一項に規定する抵当証券保管機構以外の者をして保管させてはならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所

二 抵当証券の販売に係る契約の内容及び履行の事項であつて大蔵省令で定めるものについての当該契約の概要

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(禁止行為)

第十九条 抵当証券業者又はその代表者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、その行う抵当証券業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 抵当証券の販売に係る契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
二 その他抵当証券の購入者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

(業務改善命令)

第二十三条 大蔵大臣は、抵当証券業者の業務の運営に關し、抵当証券の購入者の利益を害する事実があると認めるときは、購入者の保護のため必要な限度において、当該抵当証券業者に対し、業務の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証據の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の取消し等)

第二十条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(業務に関する帳簿書類)

二 その他の抵当証券の購入者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

(第四章 監督)

三 第二十二条 大蔵大臣は、抵当証券業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその内容

(事業報告書の提出)

第二十二条 抵当証券業者は、事業年度とともに、大蔵省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二十二条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、抵当証券業者に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証券業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることにより、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第六条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第八条

第一項の有効期間の更新の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれに基づく処分に違反したとき。

四 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

五 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

六 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

七 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

八 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

九 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十一 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十二 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十三 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十四 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十五 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十六 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十七 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十八 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

十九 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十一 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十二 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十三 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十四 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十五 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十六 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十七 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十八 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

二十九 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十一 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十二 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十三 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十四 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十五 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十六 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十七 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

三十八 第二十二条第一項に該当することとなつたとき。

「保管等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めどおりに保管等事業を行ふ者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 申請者の役員のうちに、第六条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者がないこと。

2 大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、指定

した者(以下「抵当証券保管機構」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 抵当証券保管機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(抵当証券保管機構の業務)

第二十八条 抵当証券保管機構は、この章の定めによることにより、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 抵当証券業者の販売に係る抵当証券の保管に関すること。

二 抵当証券保管機構の保管に係る抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関すること。

三 抵当証券に関する取引の健全な発展を図るためにの調査及び研究を行うこと。

2 抵当証券保管機構は、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(業務規程)

第二十九条 抵当証券保管機構は、保管等事業の実施に関する規程(以下この条及び第三十二条第二項において「業務規程」という。)を定め、大

蔵大臣の認可を受けなければならない。これを

号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第三十六条第一項の規定により指

定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、第六条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者がな

いこと。

(保管証の発行)

第三十条 抵当証券保管機構は、抵当証券の保管をするときは、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券の保管を託する書面(第五十一条第四号において「保管証」という。)を発行しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が

保管等事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十一条 抵当証券保管機構は、毎事業年度開始前に(第二十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 抵当証券保管機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書

(役員の選任及び解任)

第三十二条 抵当証券保管機構の役員の選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(指定の取消し)

第三十六条 大蔵大臣は、抵当証券保管機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七

一条第一項の指定を取り消すことができる。

一 保管等事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十九条第一項若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第二十九条第三項、第三十二条第二項又は前条の規定による处分に違反したとき。

条第一項第三号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該抵当証券保管機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十三条 抵当証券保管機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管等事業に

関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管等事業に従事する抵当証券保管機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が

保管等事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(立入検査等)

第三十四条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、抵当証券保管機構に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証

券保管機構の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における経過措置)

第三十七条 前条第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消した場合又は抵当証券保管機構が解散した場合における第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する所の経過措置(罰則に含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第六章 抵当証券業協会

(抵当証券業協会)

第三十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の雑覧に供しなければならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会でない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

(各称の使用制限)

第三十九条 協会でない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 协会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

3 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いてはならない。

第五十五条 第三十九条第一項の規定に違反して、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章（第三十二条を除く。）の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に抵当証券業を営んでいる法人は、この法律の施行の日から六ヶ月間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第三条の規定にかかわらず、引き続き抵当証券業を営むことができる。その法人がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

ことができる場合においては、その者を抵当証券業者とみなして、第十四条から第二十三条まで、第二十四条第一項（第二号を除く。）及び第三項、第二十八条第一項第一号並びに第四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十四条第一項中「第三条の登録を取り消し」とあるのは「抵当証券業の廃止を命じ」と、「第六条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号」とあるのは「第六条第一項第五号又は第六号」と、第四十四条中「第三条の登録の有効期間（第八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお努力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の

昭和六十二年十一月十日 衆議院会議録第五号

登録が効力を失つたとき、又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは」とあるのは「この法律の施行日から六月間を経過したとき、第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、第十一条第一項各号のいずれかに該当する」ととなつたとき、又は附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止を命じられたときは」と第四十八条第一号中「第三条の登録を受けない」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定による抵当証券業の廃止の命令に違反して」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止が命じられた場合における第六条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人を第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消された法人と、当該廃止を命じられた日を第二十四条第一項の規定による第三条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 第十六条の規定は、この法律の施行前に締結された抵当証券の販売に係る契約については、適用しない。

第四条 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に販売が行われた抵当証券の当該販売に係る保管については、適用しない。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第五条 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「この項の規定」の下に「抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、」を加え、同条第一項中「前項の規定」の下に「抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に

第六条

条 登録免許税法の一部を次のよ

二十四の三 抵当証券業者の登録	抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第号第三条登録)の抵当証券業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
-----------------	--	------	-----------

ついては、第十七条の規定を除く。】を加える。
（登録免許税法の一部改正）

別表第一第一四号の二の次に次の一号を加
える。

(大蔵省設置法の一部改正)
第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四

第十四号) の一部を次のように改正する。

第四条第九十七号の次に次の三号を加える
九十七の二 抵当証券業（抵当証券業の規制）

等に関する法律（昭和六十二年法律第
号）に規定する抵当証券業をいう。次条

第三十五号の二において同じ。)を営む者の登録及び監督に関する二。

九十七の三 抵当証券保管機構の指定及び監

九十七の四 抵当証券業協会の監督に関すること

第五条第三十五回の次に次の二回を加える。

〔十五〕十五の十一 抵当証券業を営む者を登録し、

これを監督すること

抵当証券業の規制等に関する法律案（第百九回国会開法第九号、參議院送付）

九回全国法第十九 る報告書

議案の目的及び要旨

度を実施し、その事業に対し必要な規制を行ふことにより、その業務の適正な運営を確保し、

もつて抵当証券の購入者の保護を図ることを目的とする。

的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 抵当証券業を営もうとする者は、一定の手続に従い、大蔵大臣の登録を受けなければならぬ。

らない」とするところ

十二年法律	登録件数	一件につき十五万円
2	大蔵大臣の登録を受けて抵当証券業を営む者(以下「抵当証券業者」という。)は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、一定の様式の標識を掲示しなければならないこととすること。	
3	抵当証券業者は、その行う抵当証券業に関する広告をするときは、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性等について、著しく事実に相違する表示等をしてはならないこととすること。	
4	抵当証券業者は、その業務及び財産の状況を記載した書類等を顧客の求めに応じ閲覧させなければならないこととすること。	
5	抵当証券業者は、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は抵当証券保管機構以外の者をして保管させてはならないこととすること。	
6	抵当証券業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成及び保管、事業報告書の提出、報告若しくは資料の提出及び立入検査並びに業務改善命令について所要の規定を設けることとすること。	
7	抵当証券保管機構は、抵当証券の保管をするときは、当該抵当証券の保管を証する書面を発行しなければならないこととすること。	
8	大蔵大臣は、抵当証券保管機構に対し業務規程、事業計画等の認可を行ふとともに、抵当証券の保管等の業務の検査を行う等必要な監督を行うこととすること。	
9	抵当証券業者が、抵当証券の購入者の保護	える。

を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として設立する抵当証券業協会について所要の規定を設けることとすること。

10 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、抵当証券保管機構に関する規定は公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における抵当証券業の状況にかんがみ、抵当証券の購入者の保護を図るため、抵当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする本案は、時宜に適する措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年十二月九日

衆議院議長 原 健三郎殿
大蔵委員長 越智 通雄